

消食表第 115 号
令和 3 年 3 月 17 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公印省略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 10 号）が本日、公布されました。

また、今般、食品ロスの削減を推進する観点から、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとしました。食品表示基準の違反をした商品について、当該商品が安易に廃棄されないことがないよう、この運用の活用を促していただくようお願いいたします。

つきましては、上記改正に係る事項のほか、食品表示基準の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり食品表示基準Q&A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

なお、食品表示基準Q&A別添玄米及び精米に関する事項の改正については、令和 3 年 7 月 1 日から施行となりますので、御留意願います。